

## 「日本人の食事摂取基準」策定検討会 開催要領

### 1 目 的

「日本人の食事摂取基準」は、国民が心身を健全に発育・発達させ、健康の保持・増進、生活習慣病の予防、エネルギー・栄養素欠乏症の予防及び過剰摂取による健康障害の予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示したものである。

現在、使用されている「日本人の食事摂取基準（2005年版）」は、平成21年度までの間、使用するものであることから、平成22年度から使用する「日本人の食事摂取基準」の検討及び数値の策定を行う必要がある。

このため、「日本人の食事摂取基準」の検討及び数値の策定、現場での活用に関する検討を目的として、厚生労働省健康局長が本検討会を開催するものである。

### 2 組 織

- (1) 構成員は若干名で構成し、座長は互選、副座長は座長の推薦により各1名置く。
- (2) 検討会の下に、別添のとおりワーキンググループを開催し、各自若干名で構成する。
- (3) 構成員等は、「日本人の食事摂取基準」の策定報告までの間、本検討会に参画する。

### 3 検討内容

国民の栄養状態の推移や、国内外における栄養学等の最新の知見や食事摂取基準に関する国際的な動向を踏まえ、

- (1) 「日本人の食事摂取基準」の数値の策定
- (2) 「日本人の食事摂取基準」活用の検討を行う。

### 4 事務局

検討会の庶務は、健康局総務課生活習慣病対策室が行う。

### 5 その他

この要領に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が健康局長と協議の上定める。

(別添)

ワーキンググループ

- ・エネルギー
- ・炭水化物
- ・たんぱく質
- ・脂質
- ・水溶性ビタミン
- ・脂溶性ビタミン
- ・微量元素・ミネラル・電解質
- ・基準体位・栄養解析
- ・妊婦・授乳婦・乳幼児（雇用均等・児童家庭局母子保健課が庶務を行う）
- ・高齢者
- ・活用